

【別紙3】制度の概要

1. 道路法に基づく車両制限

(1) 特殊車両の通行許可の必要のない車両

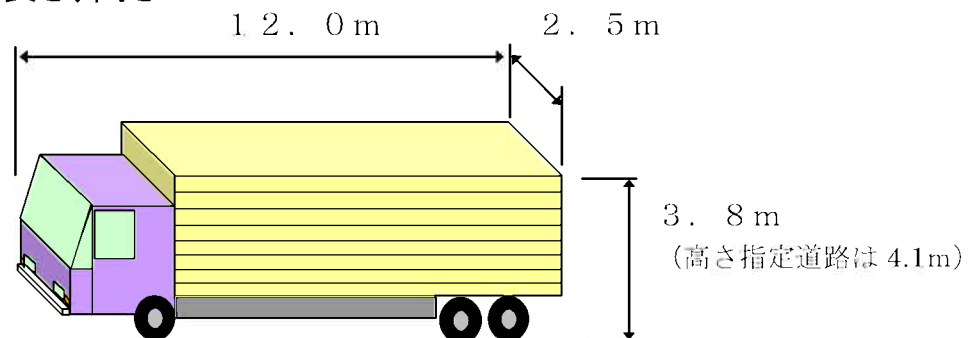
道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます（道路法第47条1項、車両制限令第3条）。この値以下の車両は特殊車両の通行許可は必要ありません。

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
幅		2.5 ｍ
長さ		12.0 ｍ
高さ		3.8 ｍ（ただし、高さ指定道路は 4.1 ｍ p11 参照）
重さ	総重量※	20.0 トン（ただし、高速自動車国道、重さ指定道路は軸距、長さに応じ最大 25.0 トン p11 参照）
	軸重	10.0 トン
	隣接軸距	○隣り合う車軸の軸距が 1.8 ｍ未満 18.0 トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3 ｍ以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 トン以下のときは 19 トン） ○隣り合う車軸の軸距が 1.8 ｍ以上 20.0 トン
	輪荷重	5.0 トン
最小回転半径		12.0 ｍ

※セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車の特例あり（p 3 参照）

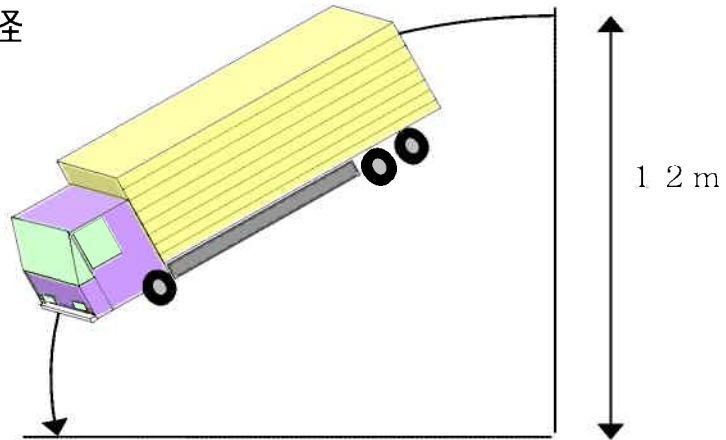
ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含みます。（車両制限令第2条）

○車両の幅、長さ、高さ



1. 道路法に基づく車両制限

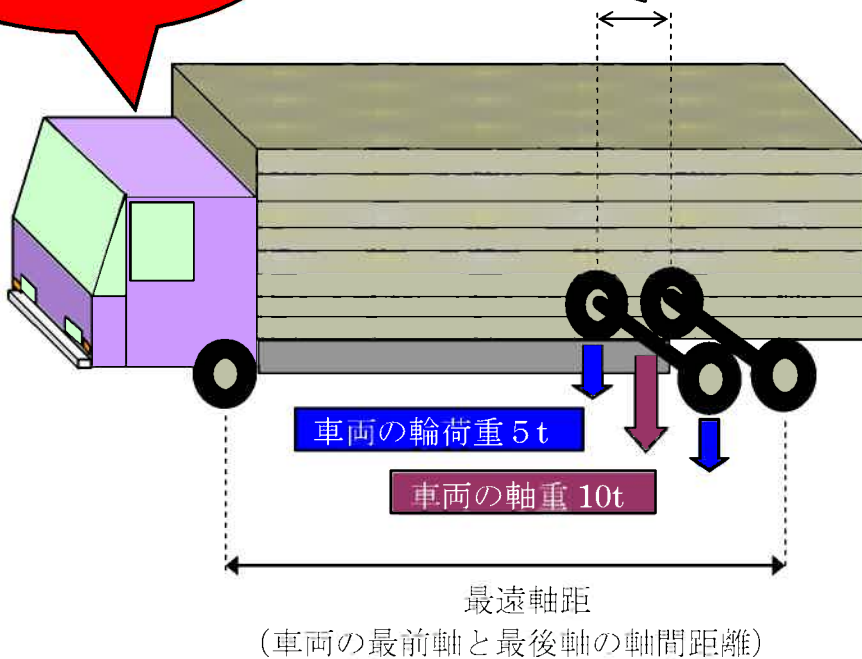
○車両の最小回転半径



○車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

- 1.8トン（隣り合う車軸の軸距が1.8m未満）
- 1.9トン（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸に軸重がいずれも9.5トン以下）
- 2.0トン（隣り合う車軸の軸距が1.8m以上）

車両の総重量20t
（高速自動車国道又
重さ指定道路は25t）



1. 道路法に基づく車両制限

(2) セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車の特例

セミトレーラ連結車・フルトレーラ連結車は、通行する道路種別ごとに総重量および長さの特例が設けられています。

(車両制限令第3条第2項)

○総重量の特例(車両の通行の許可の手続きを定める省令第1条の2)

バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ、または自動車の運搬用に限ります。

(P5「特殊な車両とは」参照)

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値	備考
高速自動車国道	8m 以上 9m 未満	25トン	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡橋道路は含まれません。
	9m 以上 10m 未満	26トン	
	10m 以上 11m 未満	27トン	
	11m 以上 12m 未満	29トン	
	12m 以上 13m 未満	30トン	
	13m 以上 14m 未満	32トン	
	14m 以上 15m 未満	33トン	
	15m 以上 15.5m 未満	35トン	
	15.5m 以上	36トン	
重さ指定道路	8m 以上 9m 未満	25トン	
	9m 以上 10m 未満	26トン	
	10m 以上	27トン	
その他の道路	8m 以上 9m 未満	24トン	
	9m 以上 10m 未満	25.5トン	
	10m 以上	27トン	

○長さの特例(車両制限令第3条第3項)

道路種別	連結車	長さ	備考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5メートル	
	フルトレーラ連結車	18.0メートル	



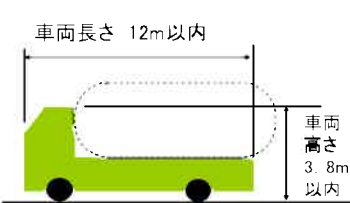
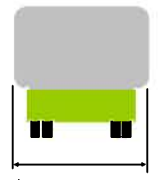
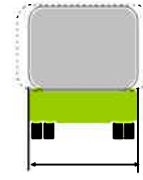
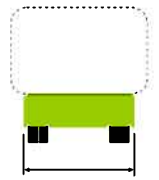
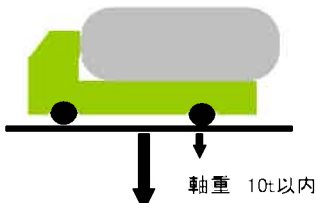
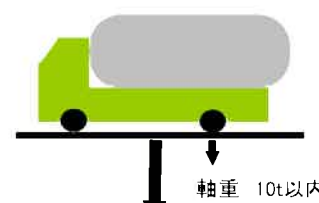
(注) この特例は積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

1. 道路法に基づく車両制限

(3) 車両の制限に関する法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量などについて規定が設けられています。

各法令による車両諸元に関する規定を比較すると以下ようになります。

	道路法(車両制限令)	道路交通法(道路交通法施行令)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
長さ及び高さの規定	 <p>荷物を含む長さ 12m以内 荷物を含む高さ 3.8m以内 ※高さ: 高さ指定道路では4.1m</p>	 <p>荷物を含む長さ $L \times 1.1$以内 車両長さ L 荷物を含む高さ 3.8m以内 ※高さ: 高さ指定道路では4.1m</p>	 <p>車両長さ 12m以内 車両高さ 3.8m以内</p>
幅の規定	 <p>幅 2.5m以内</p>	 <p>幅 車両からの荷物のみ出し不可</p>	 <p>車両の幅 2.5m以内</p>
重量の規定	 <p>軸重 10t以内 総重量 ・高速自動車国道及び高さ指定道路 最大25t ・その他道路 20t以内</p>	<p>規定なし</p>	 <p>軸重 10t以内 総重量 最大25t</p>

2. 特殊な車両とは

(1) 特殊な車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法第47条の2)

○車両の構造が特殊

車両の構造が特殊なため一般的制限値のいずれかが超える車両で、トラックレーン等自走式建設機械、トレーラ連結車の特例5車種(バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用)のほか、あおり型、スタンション型、船底型の追加3車種をいいます。

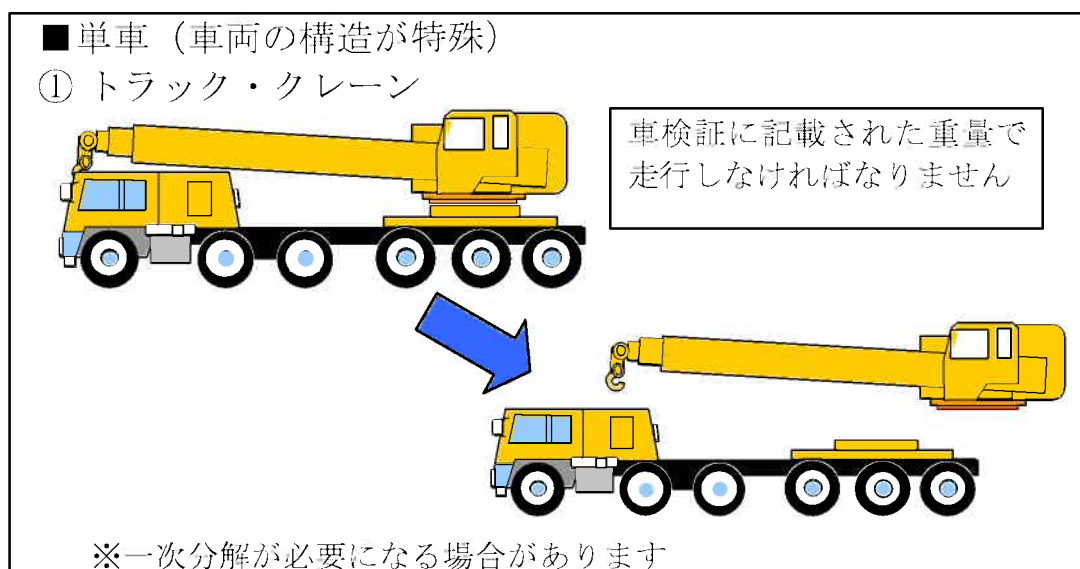
(注) 追加3車種については、P3の「総重量の特例」は適用されません。

○貨物が特殊

分割不可能のため、一般的制限値のいずれかを超える建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱などの貨物をいいます。

○特殊な車両の例

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。



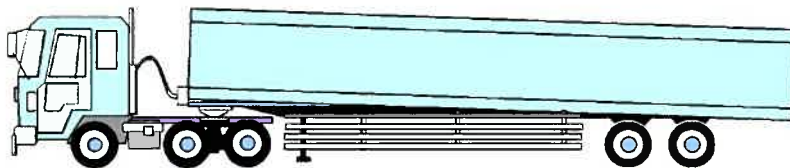
2. 特殊な車両とは

■ 特例 5 車種（車両の構造が特殊）

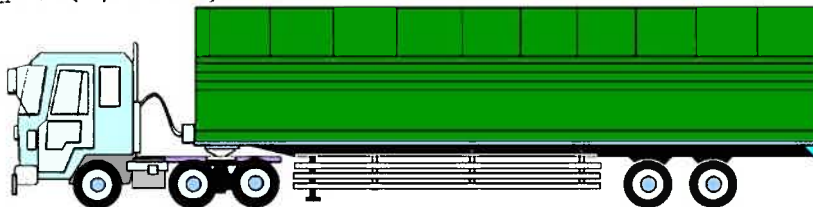
① バン型セミトレーラ



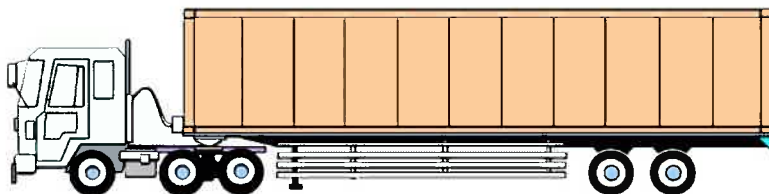
② タンク型セミトレーラ



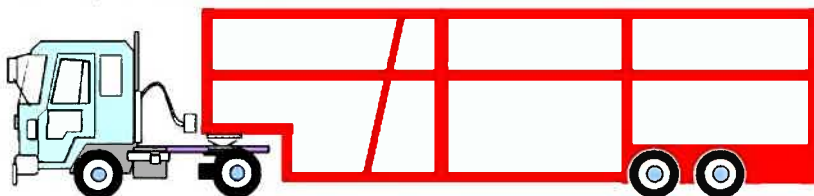
③ 幌枠型セミトレーラ



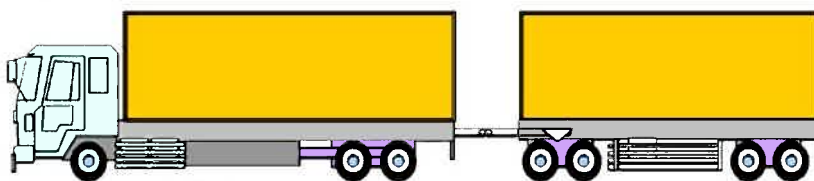
④ コンテナ用セミトレーラ



⑤ 自動車運搬用セミトレーラ



◎ フルトレーラ



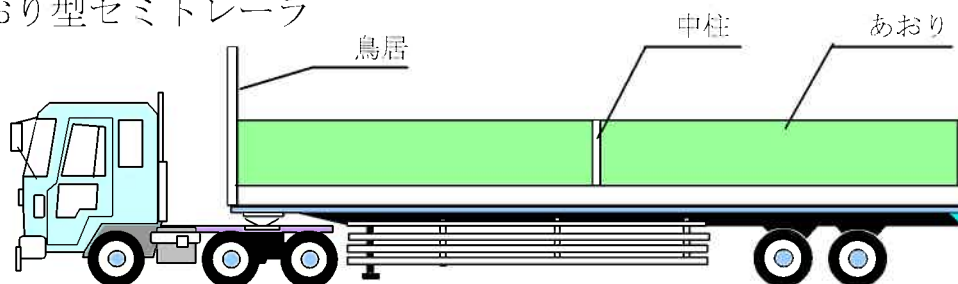
※フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類車両である必要はなく、それぞれが①～⑤に該当すればよい。

2. 特殊な車両とは

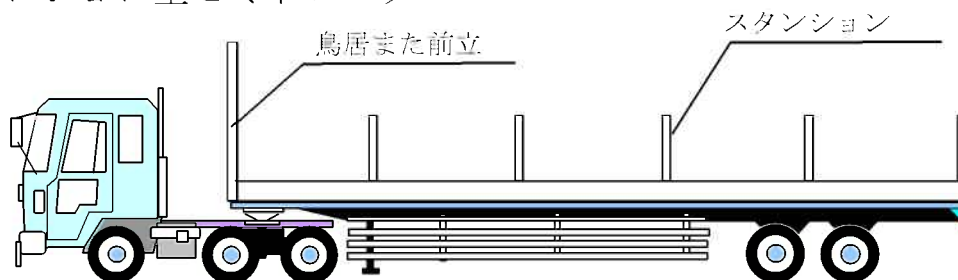
■ 追加3車種（車両の構造が特殊）

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

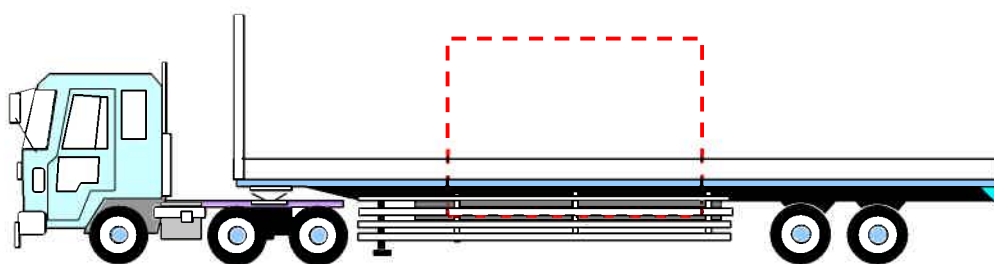
① あおり型セミトレーラ



② スタンション型セミトレーラ



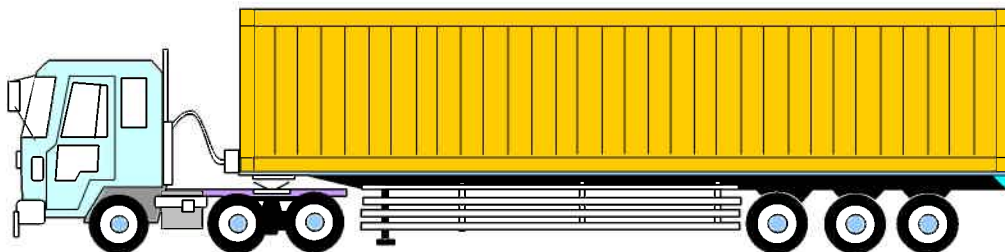
③ 船底型セミトレーラ



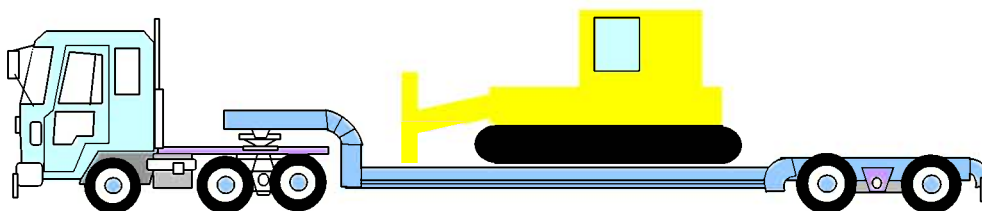
2. 特殊な車両とは

■その他（貨物が特殊）

○海上コンテナ用セミトレーラ



○重量物運搬用セミトレーラ



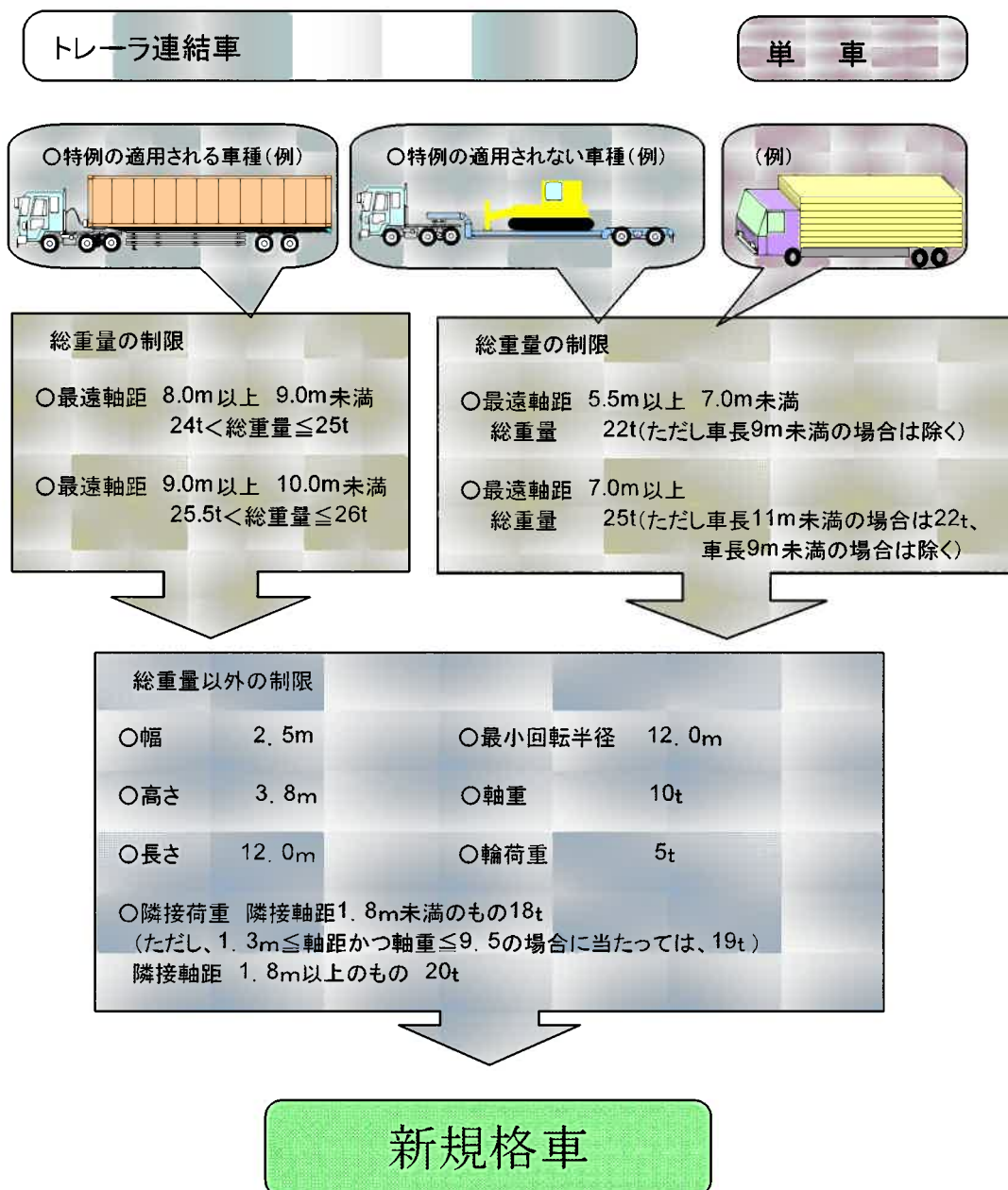
○ポールトレーラ



2. 特殊な車両とは

(2) 新規格車

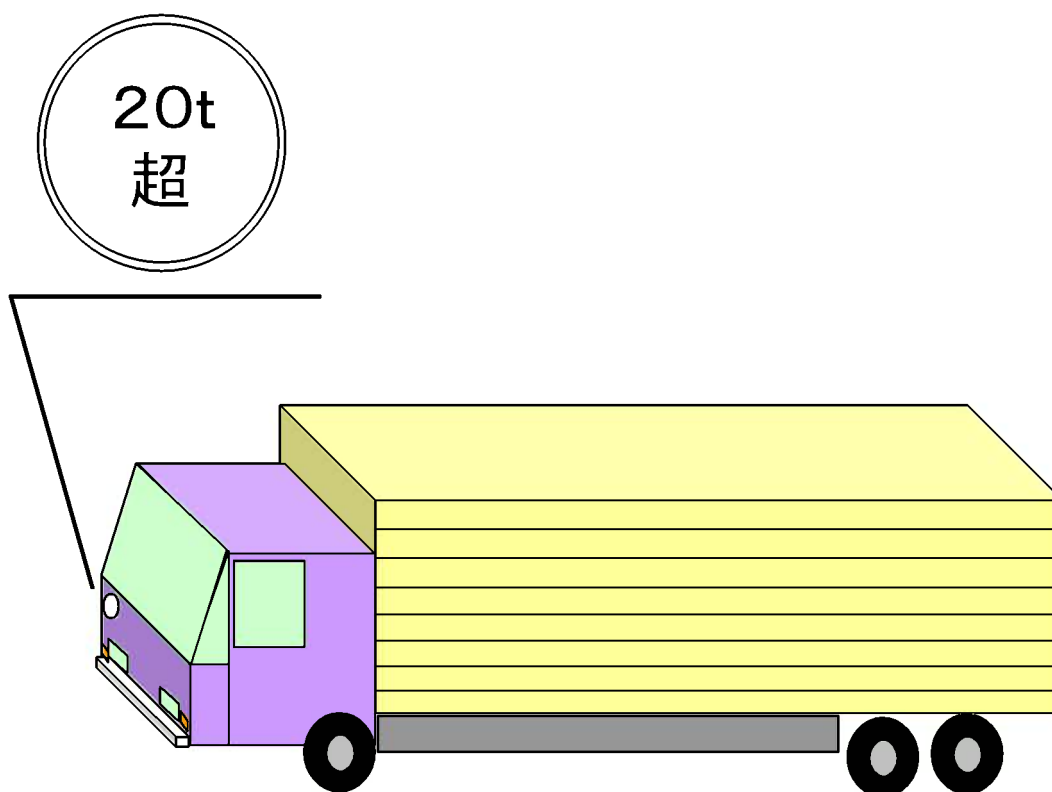
新規格車とは、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行できる次に示す車両を言います。ただし、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要です。



2. 特殊な車両とは

(3) 新規格車の特徴

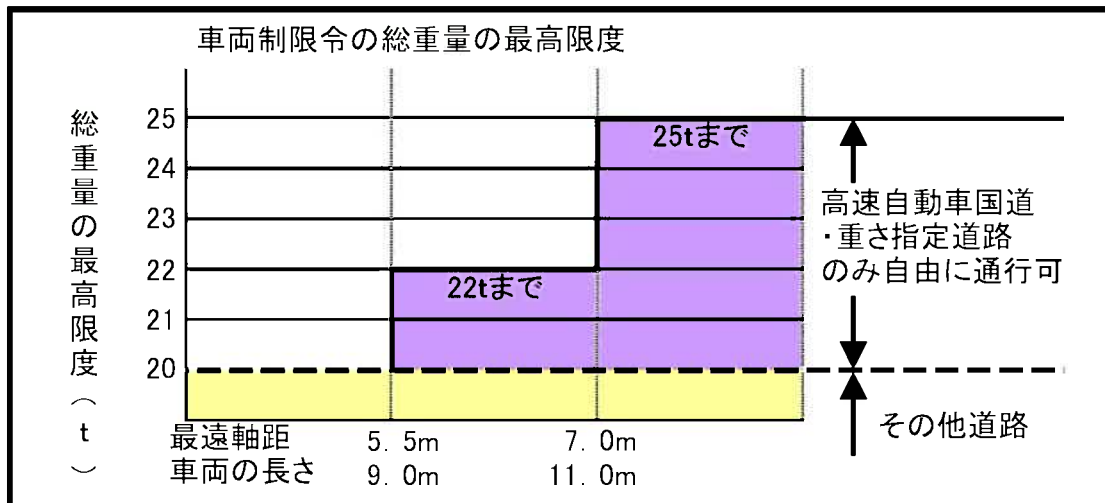
- ・ 積載する貨物は分割できるものでもかまいません。
- ・ 下図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています。
(道路運送車両の保安基準)



3. 指定道路

(1) 重さ指定道路

高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸重に応じて最大25トンとする道路のことです。(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)



- 総重量 20 トン (最遠軸距が 5.5 メートル未満)
- 22 トン (最遠軸距が 5.5 メートル以上 7 メートル未満で、貨物が積載されていない状態で長さが 9 メートル以上の場合。9 メートル未満は 20 トン)
- 25 トン (最遠軸距が 7 メートル以上で、貨物が積載されていない状態で長さが 11 メートル以上の場合。9 メートル未満 20 トン、9 メートル～11 メートルは 22 トン)

(2) 高さ指定道路

高さ指定道路とは道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を 4.1 メートルとする道路のことです。

3. 指定道路

(3) 指定道路であることを示す標識





指定道路について、迂回が必要な区間など特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報等による公示がされますので、指定道路であっても、標識を設置しない場合があります。

《重さ指定道路を示す標識》

区間の標示※1	分岐の標示※2
	

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の標示※1	分岐の標示※2
設置するものに 一般道路のもの		
設置するものに 高速道路等		

※1 区間の表示：走行している道路が指定道路であることを示す標識

※2 分岐の表示：分岐点等において指定道路の方向を示す標識

(4) 重さ指定道路・高さ指定道路の状況

以下のHPで、指定道路のガイドマップを掲載しています。

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html

4 . 手数料について

通行経路が2以上の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書を受け付けられた時点で手数料が必要になります。この手数料は、関係する道路管理者への協議等の経費で、実費を勘案して決められています。その額は、国の機関の窓口では200円（1経路）、県の窓口では、条令によって多少異なる場合があります。（道路法第47条の2第3項、第4項）

○手数料の計算方法は

申請車両台数 × (申請経路数) × 200円と求めます。

申請車両台数は、トラックまたはトラクタの申請台数とします。

《6ルートを申請する場合》

例えば、6ルートを往復申請すると、申請経路数は12経路として扱われます。手数料は次のように計算します。

- ・申請車両台数が4台のとき

4台 × (12経路) × 200円 = 9,600円

なお、片道申請の場合は、申請経路は6経路として扱われます。

《新規格車の通行許可申請の場合》

新規格車の通行許可申請の場合は、高速自動車国道及び重さ指定道路を除いた区間の道路管理者が2つ以上にまたがる時、手数料が必要となります。

5. 通行の許可

○許可期間（通行許可の期間は次のとおり）

事業区分等	通行期間
(1)旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めている車両	2年
(2)自動車運送事業用車両で路線を定めていない車両	2年以内 （一定の寸法または重量を超える車両は1年以内）
(3)第二種利用運送事業用車両	
(4)自動車運送事業用車両および第二種利用運送事業用車両以外の車両で通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する車両	
(5)その他の車両	必要日数(1年以内)

(2)通行条件

○通行条件とは

審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、通行に必要な条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。

区分記号	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

(注) 「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。

5. 通行の許可

○誘導車

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や、橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

○誘導車の配置条件が付される場合

重量に関する場合	車両が重いか、または耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の前後に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きい、または道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前後に誘導車を配置します。

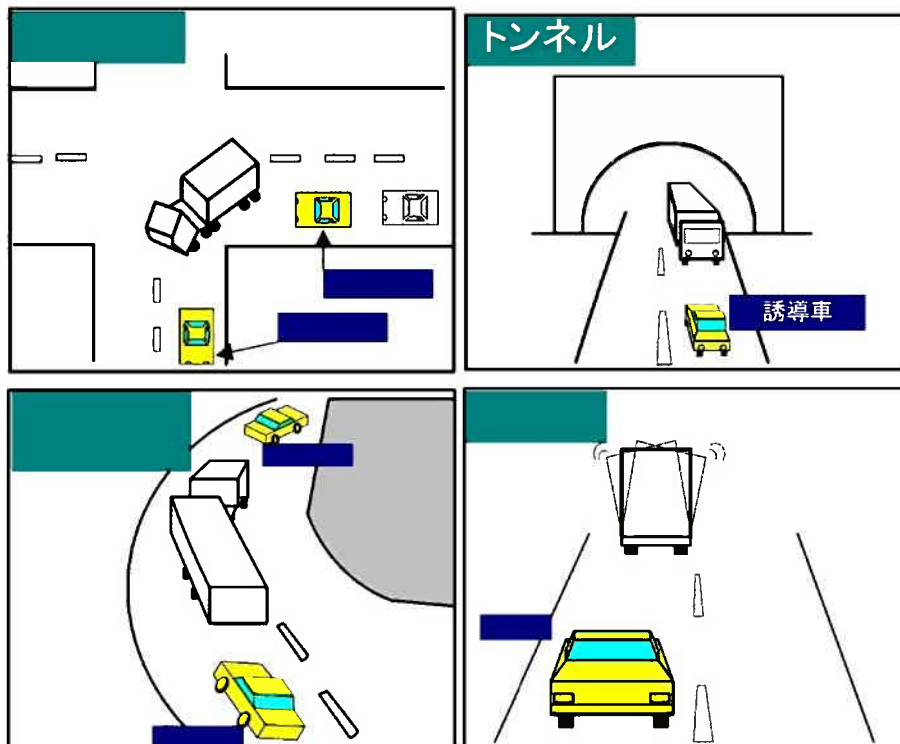
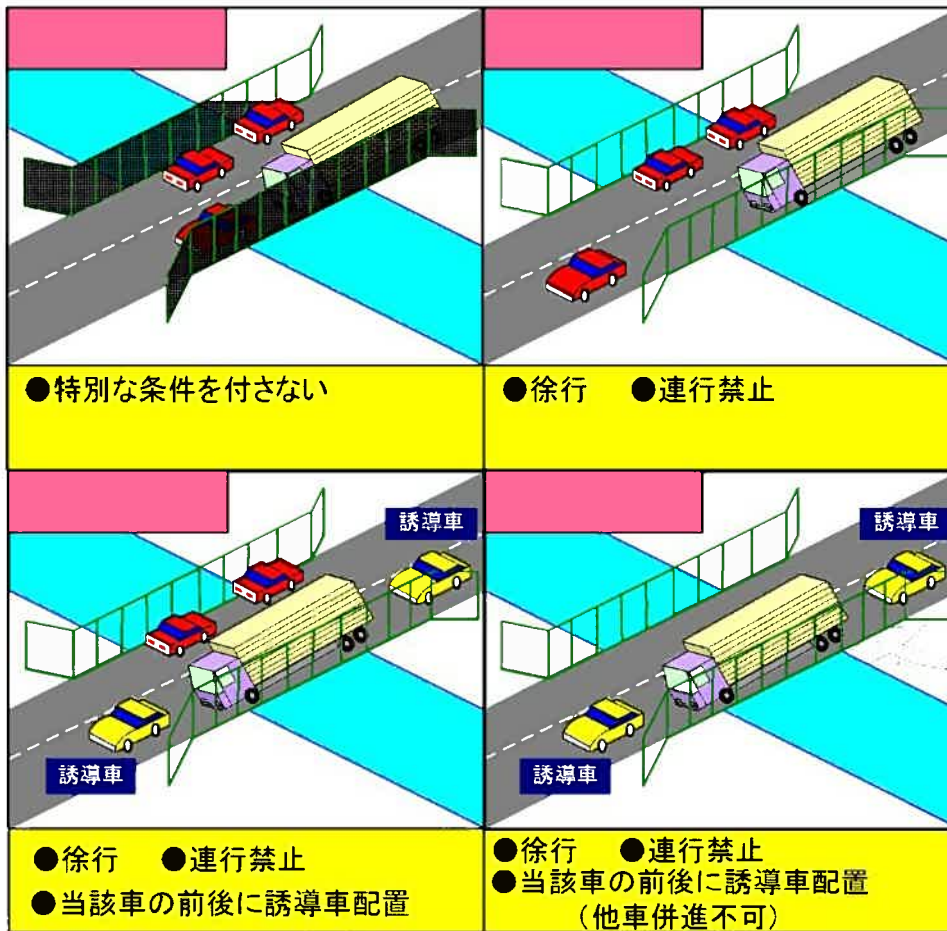
○誘導車の型式

一般的には普通乗用車などを用います。また、他の交通に対し、特殊車両を誘導していることがわかるよう「特殊車両誘導中」といった表示を前後誘導車に示すことが望ましいです。

○誘導車の役割の例

前	(1) 交差点折進時などのほかの車線を侵すこととなる場合には、他の車両等の安全確保のための措置を講じます。 (2) 特殊車両の前方の安全確認及び走行速度を遵守するようにします。
後	(1) 橋梁同一径間内の他の車両を排除します。 (2) 交差点折進時における他の後方車両の安全確保を行います。 (3) 後続車両が特殊車両を追い越し、または停止する際の誘導を行います。 (4) 積載貨物の固縛状態を確認します。

5. 通行の許可



5. 通行の許可

(3) 通行時の遵守事項

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守らなければなりません。(道路法第47条の2第6項)

① 許可証の携帯

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけること。

② 通行時間

通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行すること。

③ 通行期間

許可された期間内だけ通行すること。

④ 通行経路

許可された経路以外は通行しないこと。

⑤ 通行条件

橋、トンネル等での徐行、誘導車の配置等が義務づけられているときには、必ずその措置をとること。

⑥ 道路状況

出発前に、道路管理者または(財)日本道路交通情報センターに、許可された道路の状況を確認すること。(「道路交通情報」P33参照)

⑦ 事故のとき

万が一、事故のときには直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告すること。

(4) 許可証をなくした場合

○許可証をなくした場合

許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請(許可証再交付申請書)し、許可証の再交付を受けてください。

○許可証を汚した場合

許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができます。この場合、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。

5. 通行の許可

(5) 罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

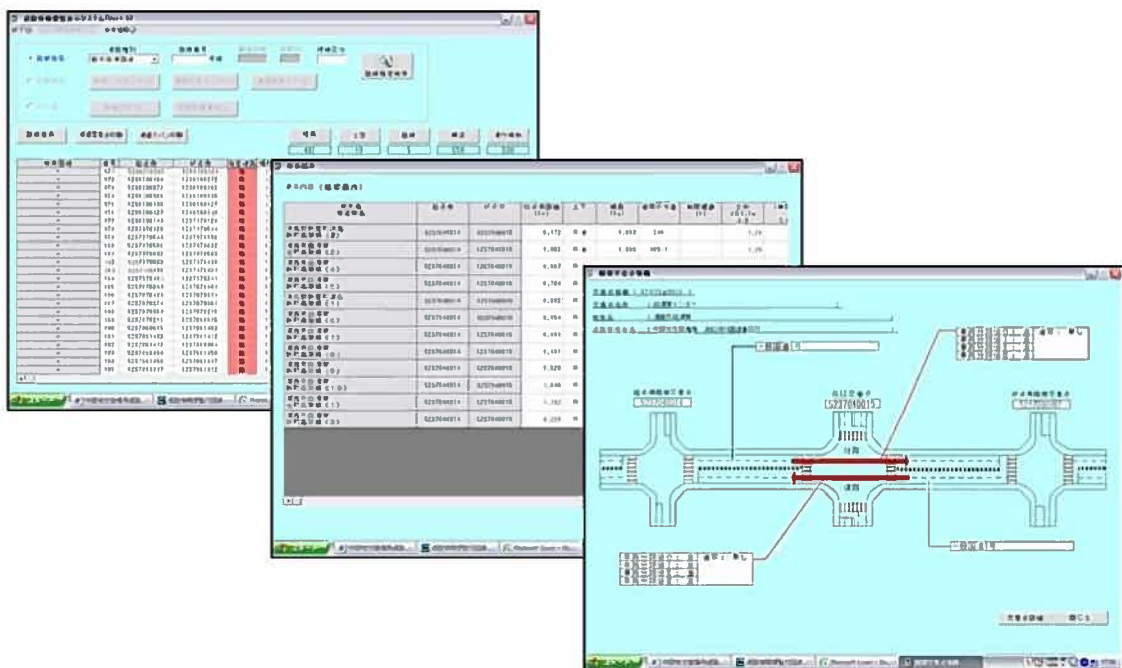
- ① 車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は
→6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第101条第4項）
- ② 道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者
→6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金（道路法第101条第5項）
- ③ 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は
→100万円以下の罰金（道路法第102条第1項）
- ④ 特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は
→100万円以下の罰金（道路法第102条第2項）
- ⑤ 車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は
→50万円以下の罰金（道路法第103条）
- ⑥ 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金を科する（道路法第105条）

6. 参考資料

○道路情報便覧

特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録したものです。道路管理者が特殊な車両が通行すると見込まれる道路に関する調査を毎年実施し、その最新の道路情報が記載されています。

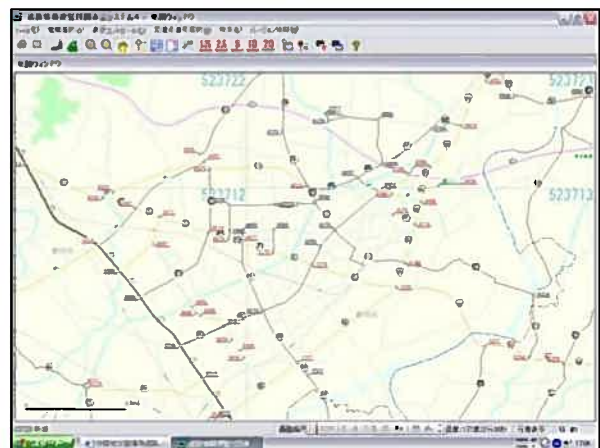
通行経路表に記載する路線名や交差点名称は道路情報便覧を参照します。また、通行経路とした路線に関する道路の情報（狭小幅員、トンネル、橋梁、交差点の折進）も参照できます。



○道路情報便覧付図

特殊な車両の通行経路を選択するとき使用する地図で、道路情報便覧をもとに、作成されています。

※道路情報便覧及び道路情報便覧付図は、最寄りの国土交通省の国道事務所において無償配布しています。
(p35～p37 参照)



6. 参考資料

申請・問い合わせ窓口 [自治体]

都道府県・政令市等の自治体においても申請を受け付けております。詳細につきましては各自治体へお問い合わせください。

以下のURLから申請・問い合わせ窓口を確認することができます。

【「特車車両通行許可制度について」のサイトから「申請事務取扱及び申請用紙等販売窓口」】

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000064.html

※政令市を除く市町村は掲載しておりません。

(7) 問い合わせ窓口 [申請書類作成等]

特殊車両通行許可申請に関して不明な点が発生した場合は下記までお問い合わせ下さい。

○特殊車両システム(オンライン申請)に関して

《使用環境に関するご質問》

「特殊車両通行許可申請に関するオンライン申請の紹介」
サイトを参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

《操作方法に関するご質問》

特殊車両運用事務局へお問い合わせください。

TEL : 048-601-3223

メール : info@tokusya.net

○電子申請書作成システム(無償版 CD-ROM)に関して

《使用環境、操作方法に関するご質問》

無償版 CD-ROM に収録されている操作マニュアルやQ & A
を参照ください。なお、これらに記載されていない事項に関
しては、申請・問い合わせ窓口(国の機関)へお問い合わせ
下さい。